

# 新型コロナウイルス感染防止対策として 事業者が購入した備品の経費の一部を補助します

|  |  |
|--|--|
| 事業名  | つがる市内事業者感染症対策環境整備支援事業  |
| 概要   | 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、つがる市内の事業者に対し事業継続のため感染防止対策における環境整備に要した経費のうち、備品購入費の一部に対し補助金を交付します。  |
| 補助金の額および限度額  | 対象経費の総額（税抜き）が1万円以上の場合、10分の9以内を補助します。<br>ただし、事業所の従業員数が10名未満の場合は上限10万円、10名以上の場合は上限20万円とします。  |
| 対象者<br>(右の全ての条件を満たす者)                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所を有する個人または法人</li> <li>・市税を滞納していない者</li> <li>・市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者</li> <li>・法令および公序良俗に反していない者</li> </ul>   |
| 対象となる備品  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接触機会の低減を目的とするもの（例）非接触型検温器、サーモグラフィなど</li> <li>・飛まつ感染防止を目的とするもの（例）パーティションなど</li> <li>・ソーシャルディスタンスの確保を目的とするもの（例）超音波センサーなど</li> </ul> ※令和2年4月1日以降に購入したのも対象とします。  |
| 対象外経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品（例）消毒用アルコール、マスク、フェイスシールドなど</li> <li>・備品購入に付随する経費（例）配送料、取り付け料など</li> <li>・空気清浄機、エアコンの類</li> </ul>  |
| 提出書類<br>(様式は市ホームページからダウンロードできます。また商工観光課でも配布しています。) | <b>【交付申請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書（様式第1号）</li> <li>・見積書、カタログ等の写し（これから購入する場合）</li> <li>・領収書の写し（すでに購入した場合）</li> <li>・備品の数量および設置状況を証明できる写真（すでに購入した場合）</li> <li>・前年の確定申告書の写し（個人）（※1）</li> <li>・法人市民税申告書の写し（法人）（※1）</li> <li>・本人確認書類（運転免許証等の写し）</li> <li>・従業員数がわかる書類（※1に記載されていない場合のみ）</li> </ul> ※1 創業後1年未満の場合は、代わりに次の書類を添付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業の開業届出書の写し（個人）</li> <li>・登記事項証明書の写し（法人）</li> </ul><br><b>【実績報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書兼請求書（様式第3号）</li> <li>・領収書の写し（※2）</li> <li>・備品の数量及び設置状況を証明できる写真（※2）</li> <li>・預金通帳の写し（振込先確認用）</li> </ul> ※2 申請時に提出済みの場合は省略可 |
| 申請方法・申請期限  | 原則、郵送により受け付けします。<br>送付先 〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所商工観光課<br>【交付申請】8月31日(火)必着 【実績報告】11月30日(火)必着   |

【問い合わせ先】 商工観光課 電話42-2111（内線432）

# 新築物件 市営住宅入居者募集

| 団地名  | 募集戸数 | 建築年度 | 所在地     | 構造              | 汚水処理  | 家賃月額(円)           |
|------|------|------|---------|-----------------|-------|-------------------|
| 桜木団地 | 1戸   | R3   | 木造桜木8-2 | 木造平屋4連戸<br>1LDK | 公共下水道 | 15,900～<br>31,200 |
| 桜木団地 | 10戸  | R3   | 木造桜木8-2 | 木造平屋4連戸<br>2LDK | 公共下水道 | 23,200～<br>45,700 |

|          |  |
|----------|--|
| 募集期間等    | 7月13日(火)～7月19日(月) 8時30分～17時15分(土日を除く)<br>入居は9月初旬を予定しています。  |
| 申請資格     | ①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可 ※ただし1LDKに限り満20歳以上の単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下) ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む)<br>※裁量世帯とは<br>「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯<br>「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯<br>「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方 |
| 必要な提出書類等 | ①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカード等(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し<br>※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。  |
| 申し込み後    | 応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。  |
| その他      | 市営住宅では、いかなる理由があっても犬や猫、鳥などのペットの飼育は一切禁止です。   |

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111(内線383・386)

## イベント等中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下のイベントおよび施設の開放については、中止となりました。ご理解くださるようお願いいたします。

- つがる市ネブタまつり
- チェスボローカップ水泳駅伝
- つがる市盆踊り大会
- つがる市馬市まつり
- 上原げんと杯争奪のど自慢大会
- 車力マグアビーチ海水浴場
- 出来島海水浴場

【問い合わせ先】  
商工観光課 電話42-2111(内線431)

### ■メロン・スイカフェスティバル

【問い合わせ先】  
地域ブランド対策室 電話42-2111(内線418)

### ■市民プール(旧柴田小学校プール)

【問い合わせ先】  
社会教育文化課 電話49-1200(内線613)

### ■つがる地球村一周マラソン大会

■市町村対抗青森県民体育大会  
【問い合わせ先】  
NPO法人つがる市体育協会 電話46-2854